

外国人材受入緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人材受入緊急支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等に伴い、新たに外国人材を雇用する県内企業等が負担する宿泊施設の費用及び移動に要する追加的な費用について補助を行うことにより、県内事業者の安定的な人材確保及び事業継続を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が公共交通機関の不利用や宿泊施設における待機等を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「外国人材」とは、日本国籍を有しない者であって、法別表第一の二に定める在留資格のうち、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を有する者並びに法別表第一の五に定める「特定活動」のうち、この要綱の別記1に定める在留資格を有する者をいう。
- (4) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める「監理団体」をいう。
- (5) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人材を雇用する法人又は個人をいう。

(事務局の設置)

第4条 山口県は、第2条の目的を達成するため、外国人材受入緊急支援事業補助金事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 外国人材を受け入れた県内企業等
- (2) 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額の算出方法は、別記2及び別記3のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの間に交付対象者において支払いがなされたものとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

4 補助金の上限金額（1事業者あたり30万円）に達するまでは、同一事業者が複数回申請することも可能とする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、令和4年6月1日から令和5年3月10日までに別記4に定める書類（以下「申請書」という。）を事務局に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第8条 事務局は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定及び交付すべき補助金の額を確定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（第2号様式）、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、当該申請書を提出した者に不交付決定通知書（第2号様式の2）を通知するものとする。

2 事務局は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 事務局は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の経理等）

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第11条 事務局は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第12条 事務局は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

（3）偽りその他不正な手段により、支援金を受給したことが判明したとき。

- 2 事務局は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。
- 3 事務局は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記1 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年5月24日法務省告示第131号。最近改正令和3年11月12日法務省告示第231号。以下「告示」という。）のうち、下記に定める活動に従事する者

告示における号	活動内容
16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29 号	E P A 看護師・介護福祉士候補者等
32 号	外国人建設就労者
33 号	高度専門職外国人の就労する配偶者（告示別表第五の一及び三に掲げる活動に限る。）
35 号	外国人造船就労者
37 号	情報処理に係る業務に従事する活動
42 号	製造業外国従業員
46 号	本邦大学卒業者

別記2 補助対象経費、補助金の算出方法、補助上限は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助金額の算出方法	補助上限
①水際対策に伴い負担した外国人材の宿泊費 ・実際に要した宿泊費	①と②の合計額に 補助率1/2を 乗じて得た額 (千円未満切捨)	<u>外国人材</u> <u>1人当たり6万円</u> <u>※1事業者</u> <u>当たり30万円</u>
②水際対策等に伴い負担した外国人材の交通費 ・実際に要した交通費(※)の合計と別記3の 「受入空港別基準額」を比較し、低い方の額		

※実際に要した交通費とは、外国人材の受入れ(空港から受入企業の所在地等まで)に要した交通費の計(公共交通機関の運賃・レンタカー借上費用・有料道路利用料金・燃料費)とする

別記3 「受入空港別基準額」

受入空港	外国人材1人当たり基準額
福岡空港	0円
広島空港	0円
関西国際空港	8,000円
中部国際空港	11,000円
東京国際空港(羽田)	18,000円
成田国際空港	21,000円
その他	県が別途認める額

別記4 申請に必要な書類は、以下に掲げる書類とする。

- (1) 宣誓・同意書（第1号様式の1）
- (2) 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式の2）
- (3) 対象経費内訳書【宿泊費用】（第1号様式の3）
- (4) 対象経費内訳書【交通費用】（第1号様式の4）
- (5) 委任状（第1号様式の5）※申請者が監理団体の場合のみ
- (6) 各種挙証書類（添付台紙①～④：領収書等の写し）※別記5に記載
- (7) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（添付台紙⑤）
- (8) チェックリスト

別記5 添付書類一覧

項目	提出書類
1 外国人材の在留資格及び入国日を証する書類	在留カードの写し（両面） ※交付年月日が入国日と異なる場合には、パスポートのスタンプ（上陸許可の証印）の写しを併せて添付すること。
2 県内の事業所で雇用された外国人材であることを証する書類	(1) 技能実習生の場合 ①技能実習計画認定申請書（第2面まで）の写し ②技能実習計画認定通知書の写し (2) 特定技能・特定活動等指定書が交付されている場合 ①パスポートの指定書のページの写し ②雇用契約書の写し (3) その他の場合 ①在留資格認定証明書（又は在留資格変更許可申請書）の写し ②雇用契約書の写し
3 宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日を証する書類の写し	(1) 宿泊場所への支払者が申請者である場合 宿泊施設が発行した領収書の写し、宿泊証明書の写し等 (2) 宿泊場所への支払者が申請者以外である場合 ①宿泊施設が発行した領収書の写し、宿泊証明書の写し等 ②宿泊費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類（請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの）
4 交通費（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・燃料費・公共交通機関利用料金）の金額及び支払者、支払日を証する書類の写し	(1) 交通費の支払者が申請者である場合 ①受入空港が分かる書類等の写し ②各種領収書（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・ガソリン代・公共交通機関の運賃が分かるもの）の写し等 (2) 交通費の支払者が申請者以外である場合 ①受入空港が分かる書類等の写し ②各種領収書（レンタカー借上費用・有料道路通行料金・ガソリン代・公共交通機関の運賃が分かるもの）の写し等 ③交通費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類（請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの）

【第1号様式の1】

宣 誓 ・ 同 意 書
(外国人材受入緊急支援事業補助金)

山口県知事 様

補助金の交付に際して、以下の支給要件を満たすことを宣誓します。

- ①私（当社又は当組合）は、支給要件を全て満たします。申請内容に偽りがある場合、補助金を返還します。
- ②私（当社又は当組合）は、本申請により入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されること並びに本補助金の事務、給付及び確認等に必要な範囲において関係機関及び第三者に提供されることがあることに了承します。
- ③私（当社又は当組合）は、当補助金の対象経費について、他の補助金と重複して受給しません。
- ④私（当社又は当組合）は、反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- ⑤私（当社又は当組合）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- ⑥政治団体、宗教上の組織又は団体ではありません。
- ⑦私（当社又は当組合）は、県税を滞納していません。

本申請にあたり、入力事項や証拠書類等に不正や虚偽の記載がないことを宣誓します。

本申請にあたり、支給要件等を確認するために県が必要と認める場合は、事業所等への状況確認、書面提出等に協力します。

不正が判明した場合には、補助金の給付を受けていない場合は、補助金の給付を受けることを辞退し、既に補助金の給付を受けていた場合は、速やかに返還します。

令和 年 月 日

住 所

企業（団体）名・屋号

代表者職氏名

印

【第1号様式の2】

外国人材受入緊急支援事業補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

提出先

申請日

令和 年 月 日

外国人材受入緊急支援事業補助金事務局 あて

標記の補助金について支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

※監理団体が申請する場合には、受入企業ごとに作成してください。

1 申請者に関する事項

申請者の住所	郵便番号		
ふりがな			
申請者の企業(団体)名・屋号			印
代表者・職氏名		担当者所属・氏名	
担当者電話番号		担当者メールアドレス	

2 受入企業等に関する事項（申請者と受入企業等が同じ場合は省略可）

受入企業の住所	
ふりがな	
受入企業名	

3 実績報告額（請求額）

（単位：円）

①1事業者当たりの補助上限額	300,000
②既に交付された補助金額(2回目以降の申請時に記入)	
③今回の申請補助金額(補助対象経費)×1/2 ※	
【確認用：受入外国人材数 <input type="text"/> 人×外国人材1人あたり上限60,000円＝ <input type="text"/> 】	
補助対象経費(宿泊費計+交通費計)	
[宿泊費計]	
[交通費計]	
④今後交付を受けられる補助金額(=①-②-③)	300,000

※③は千円未満切捨て

4 振込口座

金融機関	金融機関名		支店名	
	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 営業部	
口座番号	預金種別		口座番号	
口座名義	フリガナ			

【第1号様式の3】

対象経費内訳書【宿泊費用】

受入企業等名	
--------	--

※明細書は受入企業ごとに作成すること

(単位：円)

番号	氏名 ※在留カードの とおり記載	在留資格	入国日	宿泊期間	宿泊費計
1				～	
2				～	
3				～	
4				～	
5				～	
6				～	
7				～	
8				～	
9				～	
10				～	
受入合計人数				計	

※「消費税」は補助対象外となるので、領収書等に記載された領収金額（税込額）について、消費税額が明示されていない場合は、1.1で割り戻した金額（円未満切り捨て）を記入すること。

※項目ごとに、下記の書類を添付すること。

【氏名、在留資格、入国日】添付台紙①に在留カードの写し等、添付台紙②に技能実習計画認定申請書、雇用契約書の写し等を添付すること

【 宿泊期間、宿泊費計 】添付台紙③に宿泊施設が発行した領収書の写し、宿泊証明書の写し等を添付すること

【第1号様式の4】

対象経費内訳書【交通費用】

受入企業等名	
--------	--

※明細書は受入企業ごとに作成すること

(単位：円)

番号	氏名 ※在留カード のとおり記載	受入空港	基準額 (A)	公共交通機関 の費用 (B)	レンタカー 借上げ費用 (C)	有料道路 利用料金 (D)	燃料費 (E)	支出額 (F) = (B) + (C) + (D) + (E)	交通費計 (A) と (F) のうち低い額
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
								計	

※基準額については、右表参照。なお、福岡空港・広島空港からの受入の場合は、補助金交付額は「0円」となります。

※「消費税」は補助対象外となるので、領収書等に記載された領収金額（税込額）について、消費税額が明示されていない場合は、1. 1で割り戻した金額（円未満切捨て）を記入すること。

※項目ごとに、下記の書類を添付台紙④に添付すること。

- 【受入空港】 受入空港が分かる書類の写し等
- 【公共交通機関の費用】 領収書の写し等
- 【レンタカー借上げ費用】 借上げ費を証する書類（領収書の写し等）
- 【有料道路通行料金】 利用日、利用区間、支払額を証する書類（領収書の写し等）
- 【燃料費（ガソリン代）】 給油日、支払額を証する書類（領収書の写し等）

受入空港別の基準額	
福岡空港	0円
広島空港	0円
関西国際空港	8,000円
中部国際空港	11,000円
羽田空港	18,000円
成田国際空港	21,000円
その他	県が別途認める額 ※事務局に相談

委任状

令和 年 月 日

山口県知事 様

委任者

住 所

企 業 等 名

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、外国人材受入緊急支援事業補助金の申請手続き及び補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者

住 所

法 人 名 等

代表者氏名

（ 住 所 ）

（ 申 請 者 名 ）

令和 年 月 日付けで交付申請のあった外国人材受入緊急支援事業補助金については、外国人材受入緊急支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項により、下記のとおり、交付することに決定及び補助金の額を確定しましたので通知します。

令和 年 月 日

外国人材受入緊急支援事業補助金事務局 印

記

- 1 補助金の対象となる受入企業等の名称及び額は、次のとおりとする。

受入企業等名	（	）
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 2 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取下書を事務局に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する。

第2号様式の2（第8条関係）

令和 年 月 日

様

外国人材受入緊急支援事業補助金事務局 印

外国人材受入緊急支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった外国人材受入緊急支援事業補助金については、審査の結果、補助金を交付しないことに決定しましたので、外国人材受入緊急支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 交付しない理由